北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



「お金をあげる」と言われても、 SMS認証コードは他人に教えないで!

【相談事例】

●高校時代の友人から、「後払い決済アプリの情報を教えたら、1万円もらえる。」と言 われた。スマホに後払い決済アプリをインストールし、携帯電話番号とメールアドレ ス、後払い決済事業者から SMS に届いた認証コードを友人に教えた。それ以降毎月 6千円程の請求があり、決済アプリで確認したところ、他県で何者かがスマホ2台を 20万円で購入し、その代金を請求されていることが判った。支払いを拒むと、法律 事務所からも督促が届くようになった。騙されたのに、私が支払わなければならない のか。 (20代 男性)

SMS 認証コードは、アカウント開設やログイン時の本人確認のために、登録した 携帯電話番号に送られてくる数桁の数字です。後払い決済アプリなどで は、認証コードが一致すれば、直ぐにスマホで後払いでの買い物が出 来るものもあり、詐欺に利用されるケースが増えています。

⚠ アドバイス

- ▶ 「SMS に届く認証コードを教えて。」と言われたら、詐欺を疑 ってください。
- ▶ 本人確認の為の認証コードを、他人に教えてはいけません。 教えてしまうと、いくら騙されたといっても、過失があったとみ なされ、免責や補償を求めることは難しくなります。
- ▶ 認証コードを他人に教えてしまったら、すぐに認証コードを発行した事業者 に連絡をし、速やかに警察に相談しましょう。

困った時は、ひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン 2188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 2861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 **☎**582−4500

小倉南【小倉南区役所3F】 **2**951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 **☎**641−9782